

様式第 1 号

収入印紙  
貼 付  
(200 円)

契約番号

## 廃棄物等埋立処分契約書

公益財団法人香川県環境保全公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が排出する産業廃棄物及び建設残土（以下「廃棄物等」という。）の埋立処分に関し、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第 1 条 乙は、自らが排出する廃棄物等の埋立処分を甲に委託し、甲は、これを受託する。

（遵守事項）

第 2 条 乙は、廃棄物等の搬入については、乙の責任のもとに行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び甲の定める廃棄物等埋立処分場利用の手引きを遵守しなければならない。

（契約の期間）

第 3 条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間とする。

2 前項に定める契約期間が、満了する 1 ヶ月前までに、甲または乙からの特段の意思表示がないときは、この契約は更に 1 年継続するものとし、以後同様とする。ただし、埋立が完了する日までとする。

（埋立処分場所）

第 4 条 埋立処分場所は、小豆郡小豆島町草壁本町地先とする。

（委託内容）

第 5 条 乙は、下記の「委託業務の内容」に基づき、廃棄物等の処分を甲に委託する。

- 委託する廃棄物等の種類及び数量
  - 委託する廃棄物等の種類 (1)がれき類 (2)ガラスくずコンクリートくず (3)建設残土及び陶磁器くず
  - その数量 \_\_\_\_\_<sup>m<sup>3</sup></sup> \_\_\_\_\_<sup>m<sup>3</sup></sup> \_\_\_\_\_<sup>m<sup>3</sup></sup>  
(1)及び(2)にあつては石綿含有産業廃棄物を除く

（埋立処分）

第 6 条 甲は、乙が搬入した廃棄物等を甲の責任において適正に埋立処分を行うものとする。

（埋立処分料金）

第 7 条 埋立処分料金は、甲が別途定めるものとする。

（埋立処分券の交付）

第 8 条 乙は、廃棄物等の搬入を開始しようとするときは、前もって前条に規定する埋立処分料金を甲に支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による支払を受けたときは、直ちに産業廃棄物埋立処分券及び建設残土埋立処分券（以下「埋立処分券」という。）を乙に交付するものとする。

3 埋立処分券の有効期限は、契約の末日までとする。

（埋立処分券の払い戻し）

第 9 条 乙は、未使用の埋立処分券の払い戻しを希望するときは、書面をもって甲に申し出なければならない。

2 乙は、契約満了（契約解除を含む。以下同じ。）後の未使用の埋立処分券については、契約満了後 1 ヶ月以内に払い戻し手続きを行わなければならない。

3 甲は、乙からの前項の申し出があったときは、速やかに払い戻しをするものとする。ただし、契約満了後 1 ヶ月を越えた埋立処分券については、払い戻しをしないものとする。

（産業廃棄物の運搬）

第 10 条 乙は、産業廃棄物の運搬を第三者に委託する場合は、香川県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者でなければならない。

（運搬途上の紛争等）

第 11 条 乙は、廃棄物等の運搬途上において生じた紛争等は、乙の責任においてその解決にあたるものとする。

（検収及び産業廃棄物管理票）

第 12 条 乙は、廃棄物等を埋立処分場所に搬入するときは、産業廃棄物管理票(産業廃棄物のみ)を提出した上で、甲の行う検収を受け、その指示に従わなければならない。

2 甲は、前項の検収において当該廃棄物等が埋立処分対象物の基準に適合しないと認めるときは、直ちに持ち帰りを指示する等必要な措置をとるものとする。

3 甲は、第 1 項の検収を完了したときは、乙に対して受入済証を交付するものとする。

4 乙は、甲から交付された受入済証を確認するとともに搬出状況を的確に把握しておかななければならない。

（条件の変更等）

第 13 条 乙は、次の各号の一に該当する事項を変更する場合は、直ちに書面をもって甲に通知し、その承認を得なければならない。

(1) 商号又は名称若しくは代表者名

(2) 所在地

（臨機の措置）

第 14 条 甲は、災害その他特別な理由により廃棄物等の受け入れが不可能となった場合は、乙に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（一般的損害）

第 15 条 乙は、廃棄物等の搬入において生じた事故等による損害については、すべて乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第 16 条 乙は、廃棄物等の搬入において第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、甲がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 17 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（契約の解除）

第 18 条 甲は、災害その他特別な事由が生じ、又は環境保全上やむを得ない事情が生じたことにより、埋立処分が不可能となった場合は、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき。

(2) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

(3) この契約に定める廃棄物等の適正な処分に関し、著しく不誠実と認められるとき。

(4) 契約解除を申し出たとき。

(5) 反社会的勢力（暴力団等）であること又は密接な関係があることが判明したとき。

3 甲は、第 2 項の規定によって契約を解除したことにより、乙に損害が生じたことがあってもその賠償の責を負わないものとする。

4 甲は、第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除したときは、理由を付して乙に通知するものとする。

（報 告）

第 19 条 甲は、廃棄物等の埋立処分に関し環境保全上必要があると認めるときは、乙に対して所要の報告を求めることができる。

（調 査）

第 20 条 甲は、廃棄物等の適正な埋立処分を行うため必要があると認めるときは、乙の事業場に立ち入り、廃棄物等を調査することができる。

（契約の費用）

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

（手引きの遵守）

第 22 条 この契約に定めのないものについて、「廃棄物等埋立処分場利用の手引き」で定めのあるものについては、乙は、これに遵守する義務を負うものとする。

（協 議）

第 23 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日  
(甲) 高松市亀井町 9-10  
公益財団法人香川県環境保全公社  
理事長 木村清貴 ⑧  
  
(乙) ⑨(印)